(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第22 3号)第5条第2項の規定及び下野市地域防災計画に基づ き、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資機材 の整備に対する経費及び防災組織活動費に対して補助金を 交付することにより、市内の自主防災組織の育成強化を図 ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、自主防災組織とは、地域防災に対処することを目的として自治組織の住民が自主的に防災活動を行うための組織で、下野市自主防災組織設置届出書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に届出があったものをいう。
  - (1) 自主防災組織規約
  - (2) 自主防災組織防災計画
  - (3) 自主防災組織年間実施計画

(補助金の対象経費)

- 第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」 という。)は、別表第1に掲げる防災資機材の整備に対する 経費及び防災組織活動に対する経費の一部とする。
- 2 防災倉庫の設置補助を受ける場合は、別表第2に掲げる 要件を満たしていなければならない。

(補助金の額)

- 第4条 防災資機材の整備に対する補助金の額は、別表第3 の会員世帯数の欄に応じた限度額までとする。ただし、災 害時の活動又は訓練等により破損、使用不可能等となった 場合にあってはこの限りでない。
- 2 防災組織活動費に対する補助金の額は、防災組織活動経費の1/2とする。ただし、年間50,00円を限度とする。

(交付申請)

- 第5条 防災資機材の整備に対する補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、下野市自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
  - (1) 見積書の写し、その他補助対象経費の内容が確認できる書類
  - (2) 防災倉庫設置予定箇所の写真(設置する場合)
  - (3) 土地使用貸借契約書の写し又は土地賃貸借契約書の写し(防災倉庫用地を借り受ける場合)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 防災組織活動費に対する補助金の交付を受けようとする場合は、下野市自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第3号)に、自主防災組織年間実施計画の写しに自主防災組織予算書を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、 その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下野市 自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第4号)によ り申請者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、市長は申請者に対して条件を付すことができる。
- 第7条 申請者は、補助金交付決定通知を受けた後において、 補助金交付申請の内容を変更又は内容の全部若しくは一部 を中止したいときは、下野市自主防災組織活動補助金交付 (変更・中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、 その承認(様式第6号)を受けなければならない。

(実績報告)

第8条申請者は、防災資機材の整備事業が完了したときは、速やかに下野市自主防災組織活動補助金交付事業実績報告

書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に補助金を請求するものとする。

- (1) 下野市自主防災組織活動補助金交付請求書(様式第8号)
- (2) 購入防災資機材の請求書又は領収書の写し
- (3) 購入防災資機材の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、防災組織活動費の実績報告については、総会終了後、毎年度末までに決算書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を 行い、内容が適正であると認めるときは補助金を交付する ものとする。

(交付決定の取消し)

- 第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する と認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - ② 補助決定の内容に違反したとき。
  - (3) 市長の承認を受けて、補助事業を中止し又は廃止したとき。
  - (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
  - (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(維持管理義務)

- 第11条 補助金により取得した防災資機材の維持管理については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 防災資機材等の管理責任者を定め、常に良好な状態で 使用できるよう維持管理に努めること。

- (2) 災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練以外には使用しないこと。
- (3) 第三者に譲渡又は貸与しないこと。

(補助を受けた防災資機材の返還)

- 第12条 市長は、この告示により補助を受けた防災資機材が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助を受けた防災資機材の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 補助を受けた自主防災組織が解散したとき。
  - (2) 補助を受けた防災資機材等の管理が不十分であるとき。(雑則)
- 第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長 が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

区 分	防 災 資 機 材
情報連絡用具	ハンドマイク、メガホン、腕章 等
初期消火用具	消火器、水バケツ、ヘルメット等
救出▶救護用具	スコップ、テント、救急セット、担架、毛布 等
避難用具	標旗、防水シート、懐中電灯、警笛等
給 食 ▶ 給 水 用 具	ポリタンク、やかん、カセットコンロ、紙コップ 類 等
防災倉庫	資機材等収納倉庫

## 別表第2(第3条関係)

補助対象となる経費	(1) (2) (3)	倉倉名		設	置							-				経	費			
	次 市 長	のが		-			-			_								お	い	て
	(1)	防	災	倉	庫	は	`	防						-			•	で	き	る
	宜 (2)	積防	で災	Ţ.	-			•	す	る	た	め	の	用	地	が	確	保	さ	れ
採 択 基 準		٧١				•						•								
		務									任	に	お	い	て	`	す	ベ	て	の
	(3)	防	災	倉	庫	に	収	納	す	る							備	え	が	あ
		۲																ы1.	***	•
	(4) 庫	防で	災あ												-			防	災	倉

# 別表第3(第4条関係)

### 防災資機材整備補助金

会員世帯数	防 災	資機材補助限度額
50 世帯以下	200,000 円	
51~100 世 帯	220,000 円	
101~150 世 帯	240,000 円	羽矢舟川吹の中きにおいても
151~200 世 帯	260,000 円	翌年度以降の申請においても既に交付した額を合算し、補
201~250 世帯	280,000 円	助限度額を超えないものとす
251~300 世帯	300,000 円	る。この場合において、基準
301~350 世帯	320,000 円	となる会員世帯数については
351~400 世帯	340,000 円	当初申請時の世帯数とする。
401~450 世帯	360,000 円	
451~500 世帯	380,000 円	
501 世 帯 以 上	400,000 円	

年	月	日
	/1	_ ⊢

下野市長

様

自主防災組織名称	自主防災会
代表者(会長)住所	
氏 名	
電 話	

## 下野市自主防災組織設置届出書

このことについて、 年 月 日付けをもって自主防災組織を設置しましたので、下記のとおり届け出します。

記

- 1 自主防災組織名称
   自主防災会

   代表者(会長)氏名
   電話

   代表者住所
   電話

   事務所所在地
   電話

   2 自主防災組織会員世帯数
   世帯
- 3 提出書類
  - (1) 自主防災組織規約
  - (2) 自主防災組織防災計画
  - (3) 自主防災組織年間実施計画
- 4 その他の添付書類
  - (1) 自主防災組織の編成
  - (2) 自主防災組織役員名簿
  - (3) 自主防災組織会員名簿
  - (4) その他市長が必要と認める書類

下野市長

様

自主防災組織名称	自主防災会
代表者(会長)住所	
氏 名	——————————————————————————————————————
電話	

下野市自主防災組織活動補助金交付申請書

下野市自主防災組織活動補助金交付要綱第 5 条の規定により、自主防災組織活動補助金(防災資機材)を下記のとおり申請いたします。

記

1 自主防災組織活動補助金(防災資機材)

補助金交付申請額	円	

2 防災資機材整備品目

別紙のとおり

### 添付書類

- (1) 見積書の写し、その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- (2) 防災倉庫設置予定箇所の写真(設置する場合)
- (3) 土地使用貸借契約書の写し又は土地賃貸者契約書の写し(借り受ける場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

下野市長

様

自主防災組織名称	自主防災会
代表者(会長)住所	
氏 名	
電話	

下野市自主防災組織活動補助金交付申請書

下野市自主防災組織活動補助金交付要綱第 5 条の規定により、自主防災組織活動補助金(防災組織活動費)を下記のとおり申請いたします。

記

1 自主防災組織活動補助金(防災組織活動費)

補助金交付申請額	円

2 自主防災組織活動年間実施計画

別紙のとおり

### 添付書類

(1) 自主防災組織予算書

自主防災組織名称

自主防災会

代 表 者(会長)

様

下野市長

印

下野市自主防災組織活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下野市自主防災組織活動補助について、下野市自主防災組織活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

なお、補助金の額については、同要綱第 4 条の規定により 決定しています。

記

- 1 交付決定額 ①防災資機材整備補助額 金 円
  - ②防災組織活動費補助額\_金 円
- 2 交付の条件
  - (1) 交付申請書及び添付書類等に記載した内容を変更しようとするとき、整備事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (2) 整備事業にあたっては、下野市自主防災組織活動補助金要綱を遵守すること。
  - (3) 経理は厳格を期し、支出に関する関係書類を整備保管しておくこと。
- 3 そ の 他

補助金の目的外使用など、法令若しくは下野市自主防災組織補助金交付要綱に違反し、又は市長の指示に従わない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

下野市長

様

自主防	5 災 組	組織名	称		自	主	防	災	<u>会</u>
代表者	(会長)	主所							
	氏	名							印
	雷	話							

## 下野市自主防災組織活動補助金交付 (変更・中止) 承認申請書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、下野市自主防災組織活動補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり(変更・中止)したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 事 業 名

自主防災組織活動補助金交付事業

- (1 防災資機材整備費 2 防災組織活動費 )
- 2 変更・中止 の内容
- 3 変更・中止 の理由

自主防災組織名称代表者(会長)

自主防災会様

下野市長

印

## 下野市自主防災組織活動補助金交付決定 (変更・中止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下野市自主防災組織活動補助金交付(変更・中止)承認申請について、下野市自主防災組織活動補助金交付要綱第7条の規定に基づき、事業の(変更・中止)を承認し、下記のとおり補助金交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 変更決定額 ①防災資機材整備補助額 金 円
  - ② 防 災 組 織 活 動 費 補 助 額 <u>金</u>円
- 2 交付の条件
  - (1) 整備事業にあたっては、下野市自主防災組織活動補助金要綱を遵守すること。
  - (2) 経理は厳格を期し、支出に関する関係書類を整備保管しておくこと。
- 3 そ の 他

補助金の目的外使用など、法令若しくは下野市自主防災組織補助金交付要綱に違反し、又は市長の指示に従わない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

下野市長

様

自主防災組織名称	<u> </u>
代表者(会長)住所	
氏 名	
電話	

下野市自主防災組織活動補助金交付事業実績報告書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、下記のとおり実施しましたので、下野市自主防災組織活動補助金要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

### 事業名 自主防災組織活動補助金(防災資機材)交付事業

購入防災資機材名 (数量含む。)	
購入防災資機材の	
設 置 場 所	
購入防災資機材の	
管 理 責 任 者 名	

#### 添付書類

- (1) 下野市自主防災組織活動補助金交付請求書(様式第8号)
- (3) 購入防災資機材の請求書又は領収書の写し
- (4) 購入防災資機材等の写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類

下野市長

様

自主防災組織名称	自主防災会
代表者(会長)住所	
氏 名	——————————————————————————————————————
電話	

## 下野市自主防災組織活動補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました 事業について、事業が完了しましたので、下記のとおり下野 市自主防災組織活動補助金の交付を請求します。

記

- 1 事 業 名 自主防災組織活動補助金交付事業
- 2 補助金請求額 ①防災資機材整備補助額 金 円
  - ② 防 災 組 織 活 動 費 補 助 額 <u>金</u> 円
- 3 補助金振込先

銀行	本 店	普 通	口座番号	口座名義人
金 庫	支 店			( フリカ゛ナ)
組合	所	·   当 座		
農協	出張所			

### 添付資料

◎ 防災組織活動費補助金の場合は、総会終了後総会資料 (決算書)を必ず提出すること。